

翻刻…競馬会後見記

山本 宗尚

解説

本文書は、賀茂別雷神社（上賀茂神社）において毎年五月一日に行われる賀茂競馬足汰式および五日に行われる賀茂競馬で後見と呼ばれる所役が心得ておくべき作法を記した覚書きで、藤木保誠氏（上賀茂神社権禰宜）所蔵文書の一つである。後見は現在でも同じ名称を持った役が存在しており、「左方後見は勝負を判定する権限を持ち、

七一二）「寛政三年（一七九一）、岡本清茂の男」、成立年は十八世紀とみられる。また、本文以外に何箇所かメモ書きとみられる加筆があった（該当箇所は本文を参照）。これには「氏都（寛延三年（一七五〇）「文政八年（一八二五）私云、」とあり、氏都の書写と考えられる。

高台に上がる。右方後見は桐の木付近に居り、發送地点での声・冠頭が正しく合ったか否かを判定する権限を持つ」（『賀茂競馬』パンフレット、上賀茂神社発行、平成二十年）。役割は当時も同じで、本文の内容も概ね現在に通じるが、本文書には足汰式に対して「所司代後見覚悟條々」、賀茂競馬に対して「階下後見覚悟」とある。また、近世の儀式次第書『諸神事註秘抄』には、足汰式における馬場殿着座位置が所司代の後方、馬場殿東階の砌に候すこととなっていて、所司代「の」後見、階下「の」後見として、それぞれの所役の後方で補助を行う役が本義であることを強調しておきたい。

同題異本の管見に、国会図書館本（賀茂社記録第89巻c、d）がある。藤木本には作者名・書写名が記されていないが、国会図書館本には「清足誌」とあり、作者は賀茂（岡本）清足（正徳二年（一

現在の所作と異なる興味深い点をいくつか指摘しておく。足汰式では、まず一頭ずつ馬を走らせ遅速を評定する素駆が行われる。評定は現在でも上上から下下までの九段階であるが、上下は大方には付けず、（備前国）竹原庄・新宮祢宜（現在は三河國小野田庄）は「賞美（ほめたたえること、美しさ・うまさなどを味わうことの意味）」からこれを付ける、と見える。五日に二頭で勝負を行う競馳の儀では、スタートの前に三遅（馬を埒に沿って進めたり返したりしながら馬同士を近づける）・巴（巴の形のように輪を描きながら鐙が擦れるほどに近づける）・小振（馬を埒に沿って進めたり返したりすることを三度行う。進める距離により、小振・中振・大振と呼ぶ）の儀が行われる。現在全ての儀が行われるのは一番と最後の番で、他は時間の都合上省略（略・引き上げ）することが多い。引き上げは小振のうち大振だけ行うが、本文では略するのは小振の儀とある。

成立そのものは一八世紀とみられるが、所作そのものは少なくとも江戸時代前期まで遡るとみてよい。逆に、現在の所作は近世の作法を概ね引き継いでいることの証左となる史料である。

「体裁」写本 一冊、縦三七・四糎、横三七・四糎
○丁、内墨付○丁

謝辞

藤木保誠氏には、本文書の閲覧と翻刻に便宜を賜りました。ここに記して感謝いたします。

凡例

・旧字体は新字体に改め、句読点は適宜補った。
・□は摩滅または虫損、■は解読不明文字を示す。
・文中（ ）は割注を、〔 〕は他本にない加筆を、□は書き落としとみられる箇所を示す。

本文

〔表紙〕

競馬会後見記

五月朔日所司代後見覚悟條々

一、先御所屋江着座之後、自覽箱取出硯・片木二枚、乍重右方ヨリ差出事。

一、半紙四・五枚浸水、為硯水之料差出之事。

一、倭文之馬馳畢而、例ニ而上々ニ而も可有哉与神主へ相談ニ而、番立ニ上々と附ル。金津も同前。安志已下、馬之足次第ニ上・中下、九品ニ附ケ分ル。尤後見之人告ヲ聞キ、何も神主へ相談而番立ニ付ル事。

一、九品ニ附分ル儀者、上々、々、上ノ下、中上、中、中ノ下、下ノ上、下、下々也。

〔是ハ□□儀也。氏都私ニ出雲■ニ而者十二品にも附分候由也。〕

但シ、近年者、上ノ下ハ大方ハ不附之、安志以下之内ニ而者、竹原・新宮称宜ハ賞美ニ而附之。庄上ニハ附■ニ心得有之事也。下々何極速馬可有之ニも不知共、上与思馬も少之下而、中ノ上様与付ハ古実也。

一、一番之馬^{〔馬〕}倭文・金津ヲ組合事神主ニ相談而、「番立ニ」倭文与有之上ニ一与記シ名ノ下ニ左与記シ、金津ニも一与記シ名ノ下ニ右与記也。倭文・金津ハ不下馬、其外十八人者各下馬、御所屋之座ニ着也。倭文・金津乘尻江番スト云儀者、後見惣代迄申入事。
一、一番之番埒へ入ルヲ見テ、式番ヲ組合ス。上式ツ有レハ組合、二ツ無之時ハ上三ノ中上与組合ス。以下同前。尤上々ノ中ノ上ハ

左、下ノ上ハ右也。二番之番何庄々々番セ申由神主ニ相談而番立
ニ書附ル。乘尻之方ヲ見、式番之番何庄々々ト云也。此時、名代
ヲ被立候留、所司代ヘ可届旨申之。四番・五番位之乘尻、二番・
三番位之名代被乘与差支ニ成故也。

〔一、四番ヲ申渡シ、代官衆ノ差符ヲ渡シニ出ル事。〕

一、組合之儀、神主相談之上、乘尻何庄与可被番旨申入ル。仍乘尻
起座、乘馬之事。

一、馬遅速、乘尻中程ニ而落馬之時者入直シ。仍而一時下ケテ記也。
尤足汰之儀放出シ違等有之節、何返ニ而も入直也共、御所之策不
出時者、下々与附之事。

階下後見覚悟之事

一、五日決勝負儀者、先出馬之時、先馬・追馬相去ル事、
先馬 追馬
―― 如

是馬長ニ而出之。仍始終如此相列ヲ以為持。但シ――
追馬 先馬
―― 如是馬

長三ツ雖違、是又可為持、
追馬 先馬 先馬
―― 或ハ―― 或ハ―― (此間三長

ケ也) 追馬
―― 如是先馬之長隔後ル、時者、以先馬為負。追馬ハ長三
ツ隔後ル、時ハ、以追馬為負。尤先馬之勝儲与云。追馬之儲負与

云。但不限先馬・追馬無小振出ス時、一方雖押違不居負、入直候
可有勝負。万一左右共小振無之出馬之時ハ又入于埒、小振畢而可
有勝負。小振三返ニ而勝負無之時ハ打違不限、五度・三度小振畢
可有出馬。打違乘馬之時、先馬後出、追馬打違時ハ入直シ。追馬
後出、先馬遣時ハ可為居負。且又我埒ヲ捨、敵之埒江寄馳馬ハ、
雖先進為負事。

一、馬出シ之銚与策打之銚之間ニ而、一遲・二遲・巴等之儀有之。
追馬ハ先江入于埒、上方ヘ昇リ、敵之埒ヲ押ヘ(左方時ハ寄于西
埒東面、右方之時ハ寄于東埒西面)、先馬入于埒之後、我埒ニ復
リ埒ヲ下ル。仍追馬者下リテ一遲、先馬ハ上リ一遲也。并一遲・
一遲半・二遲等之時、左右中央ニ而冠ヲ合ス。但一遲・二遲等之
時、左方幄ニ而階下之役、鉦鼓二声ツ、打之。二遲半之時取埒ヲ
(左方ハ寄于西埒、右方ハ寄于東埒)、三遲之時乘巴。此時亦鉦
鼓二声充打之。右鉦鼓打時節之儀ハ、後見之輩ヨリ階下ニ令告知
事。

一、一番・十番等者前之勝負ニ不抱左追馬常例也。其余者負方ヲ以
為追馬。雖然一番左ハ賞翫而、如旧例神主方左右方ヘ打違而召セ
ト云事、小振之内、神人持捧埒之中ニ来リ、肝煎中迄申入ル。仍
大・小振之時相違ヒ、右之馬ヲ先ヘ下、次ニ左方之馬ヲ下、令馳
ヲ見ヲ出馬之出ト云。十番者左追馬、出馬之入ト云。埒末ニ至ル
比、右方之馬令馳之。依之右方之馬ヲ為負定例也。且又左方乘尻

勝負之鉾ヨリ次前ニ而落馬之時者依入直シ、右方乘尻下馬ニ而猶

予、古実也。

〔清足誌〕

一、一番左方馳了而、左方幄ニ而階下之役、打太鼓并扶持之輩合印之扇ヲ右方階下之方ニ令見之事。

〔氏都私云、自然御神事遅雖、相成宮ハ番之番□略いたし候之儀不者近例有之事云々。〕

一、太鼓ヲ打儀、勝負ニ不抱左右共勝負之鉾ヲ馳過之後一声、左方階下之役打之。但入直之時ハ不打之事。

一、左階下ニ而ハ、勝負ヲ決スル故、左右勝負之合印ニ、左方時者赤地之末廣ヲ披、右方勝時者青地之末廣ヲ披ク。持之時者両方共相並披之。何レも中央ニ掲ケ、右方階下之方へ令見之。仍右方より其色之末廣ヲ披應之、扶持之輩役之事。

一、勝負之儀者、左右之階下幄へ被牽訴之時、勝或者負為様之旨ヲ告ル。勝・持之分ハ緑絹ヲ纏頭之儀有之。

一、三番之番ヨリ小振略之儀、朔日ハ二番之番埒江入之後、惣奉行一人、御所屋江来り東之階ヨリ昇リ神主之左方ヨリ、神主へ小振之儀如例三番ヨリ被略可然哉之旨相尋、同意之上惣奉行ヨリ出シ口肝煎中江素襖ヲ以社中遣候儀也。且又五日者一式階下之役宛斗之儀故、兼而左右階下之役示合、壹番・二番之馬埒江入ル之後、左方階下ヨリ語合ヲ以、右方階下へ三番之番ヨリ小振ヲ可被略旨申遣ス。仍而左方ヨリ其旨惣奉行中江語合以申入、夫方惣奉行一人、神主着座之所引向、後之方ヨリ三番之番ヒ方小振略之旨申入。其上肝煎中へ、右下階下・後見之輩より被申入可然事。